

神埼市立図書館電子図書館導入業務委託 仕様書

佐賀県神埼市

1 業務名

神埼市立図書館電子図書館導入業務委託

2 目的

本事業の目的は、場所や時間を問わず、インターネットを通じて、電子書籍の検索、貸出し、閲覧ができる電子図書館を導入することで、小・中学生、図書館利用者、視覚障害者、高齢者等への読書環境の充実を図り、利便性を高めることで、市民の読書活動の推進につなげることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年9月30日（火）まで

4 履行場所

神埼市

5 利用対象者

- (1) 神埼市立図書館の利用者カードの交付を受けている神埼市在住、在勤又は在学の者

6 業務内容

- (1) 打ち合わせ協議等
受託者は、神埼市（以下「本市」という。）と常に連絡を取り、本市の意向を確認しながら本事業の円滑な進行のために必要な協議を行うこと。
- (2) 進行管理
契約締結後、速やかに本市と電子図書館導入に向けての協議を行い、導入に向けた業務工程表を提出し、これに基づいて運用開始までの進捗管理を実施すること。
- (3) 電子図書館のシステム要件
 - ① 電子図書館のためのシステムは、事業者が所管又は契約、利用しているサーバ上のシステムに構築するとともに、電子書籍や書誌データを契約期間中保存及び管理できるクラウド方式とし、スタンダードアローンタイプであること。

- ② 本市は、前項の電子図書館システムを利用するにあたり、サーバ等システム構築に係る機器を導入、設置する必要がないこと。
- ③ 利用者は、インターネット経由で、電子図書館にアクセスし、電子書籍を検索、予約、貸出、閲覧、返却等ができること。
- ④ パソコン（Windows 及び Mac）、スマートフォン、タブレット（android 及び iPhone）で書籍が閲覧できること。
- ⑤ HTML Living Standard 準拠のブラウザに対応したシステムであり、端末標準搭載のインターネットブラウザであれば端末に依存することなく閲覧できること。
- ⑥ インターネットブラウザを除き、閲覧などのための専用アプリケーションのダウンロード、インストールが不要なシステムであること。
- ⑦ 電子図書館サイトのデザインは、アクセシビリティの企画である日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠していること。
- ⑧ システム障害、機器の不具合に備え、運用が停止しない構成とすること。
- ⑨ 表示画面上の項目配置や色使い等誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインであること。

（４） 電子図書館の運用管理

- ① 原則として、24 時間 365 日利用可能とすること。ただし、事前に計画されている停止又は災害等によるやむを得ない停止を除く。メンテナンス等保守の必要上、やむを得ず運用を停止する場合は、可能な限り短時間とし、本市に対し事前に停止日時及び期間を通知すること。
- ② 本市職員等が利用できるサポート窓口を開設し、問い合わせに対応すること。
- ③ 障害が発生した場合には速やかに対応すること。なお、運用停止を伴う作業が必要な場合は、速やかに障害の原因、対策、復旧見込時期を本市に報告のうえ実施すること。
- ④ プライバシー保護の観点から、個人情報が含まれるデータの保護対策については、万全の措置を講じること。
- ⑤ CSV ファイル等による利用者の一括登録が可能であること。
- ⑥ 利用者の個人認証については、ID・パスワードによる認証を設けること。
- ⑦ SSL/TLS 通信による通信の暗号化を行うこと。

- ⑧ コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないように対策を講じるとともに、それらの対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態を保つこと。
- ⑨ システムの障害、機器の故障等に備え、可能な限り運用を停止しない機器構成とすること。
- ⑩ クラウドサービス上のアクセスログ等について、1ヶ月以上の保存が可能であり、事件・事故等により、市からの指示があった場合はアクセスログ等を提出すること。
- ⑪ 個人情報保護法等を遵守すること。
- ⑫ 電子図書館の運用にかかる費用については別途協議する。

(5) 電子書籍（コンテンツ）の提供

- ① コンテンツは、すべて公共図書館での利用が許諾された商用コンテンツであること。
- ② 本市が要求するコンテンツの種類・内容等については次表のとおり。

No.	種 類	内 容	初年度 導入予定
1	図鑑等	・児童、生徒が調べ学習等で利用できるコンテンツが多数あること。 ・図鑑は写真等が多くあること。	
2	0歳からの児童書	・赤ちゃん絵本、幼児絵本（日本の昔話や世界の名作絵本等）の接続無制限のコンテンツが多数あること。 ・タブレット等を利用した読み聞かせができるコンテンツが多数あること。 ・小学生向けの児童書の複数からなる接続無制限のコンテンツが多数あること。	○ 接続無制限の中から200冊程度
3	中・高校生向けの書籍	・中・高校生向きのコンテンツが多数あること。	
4	一般向け	・ロングセラー作品や名作等が多数あること。 ・グルメ、ファッション、趣味、娯楽等幅広いジャンルがあること。	
5	身体の不自由な方向け	・【視覚】背景色、文字色、文字の大きさ等変更が可能であること ・【聴覚】音声読み上げ機能を有すること。	
6	郷土資料等	・本市が所有するデジタル化した郷土資料等をコンテンツとし公開する機能を有すること。	○ 必要数

③ 電子書籍（コンテンツ）の提供にかかる費用については別途協議する。

（６） 電子図書館の利用及び運用に係る支援

① 操作に関する支援

本市職員等に対して、操作方法の研修及び操作マニュアルの作成、提供等の運用支援を行うこと。

② 本市郷土資料のシステム登録支援

本市が所有するデジタル化した郷土資料をコンテンツとして公開するにあたり、登録に際して本市職員を支援すること。

（７） 成果物の作成

本事業の成果物として、次のとおり提出すること。成果物については、すべてについて電子データ（Word 版及び PDF 版）も併せて納品すること。

成果物	期 限
ア 電子図書館 一式	令和 7 年 9 月 3 0 日（火）まで
イ 業務工程表 一式	契約締結後 1 4 日以内
ウ 会議録 一式	実施後 7 日以内
エ 操作マニュアル（管理者（本市）向け、利用者向け、Q&A 等） 一式	本市職員等研修開始前まで
オ 導入事業に係る業務完了報告書 一式	導入事業完了後 1 4 日以内

7 検査

完了検査は納入成果物により実施する。

8 委託料の支払方法

支払方法については、完了払いとする。

9 その他

（１） 疑義については、市に照会しその指示に従うこと。

（２） その他、詳細な事項については市と協議すること。